特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

上野原市長

公表日

令和5年12月11日

BB /= 1= +B

連絡先

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務							
	身体障害者福祉法に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。							
②事務の概要	特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する ①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務							
③システムの名称	障害者手帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム							
2. 特定個人情報ファイ	in名							
障害手帳情報ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 11項							
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢>							
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供できる事務)・・・項番16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116							
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署							
①部署	福祉保健部福祉課							
②所属長の役職名	福祉課長							
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開	示-訂正-利用停止請求							
請求先	上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-4133							
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ							

上野原市福祉保健部福祉課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 電話番号 0554-62-4133

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			,000人未満(任意実	『施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5	年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書		重点項目詞	2) 基礎項 3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び			
2. 特定個人情報の入手(情報提供:	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で 3) 課題が	を入れている ある 残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や作	青報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接続しない(フ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で 3) 課題が	を入れている ある 残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г	十分である]	2) 十分で	を入れている			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[]	自己点検	[]	内部監査 [〇] 外部監査	<u> </u>		
9. 従業者に対する教育・	各							
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]	2) 十分に	> を入れて行って 行っている 行っていない	いる		

変更箇所

変更日			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 水越 章	福祉課長 野崎 広仁	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 野崎 広仁	福祉課長 久島 和夫	事後	
平成30年6月30日	I-7 請求先	〒409-0192 山梨県上野原市上野原383 2番地 電話番号 0554-62-3115	〒409-0112 山梨県上野原市上野原316 3番地 電話番号 0554-62-4133	事後	
平成30年6月30日	I-8 連絡先	〒409-0192 山梨県上野原市上野原383 2番地 電話番号 0554-62-3115	〒409-0112 山梨県上野原市上野原316 3番地 電話番号 0554-62-4133	事後	
平成30年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	I-5-② 所属長	福祉課長 久島 和夫	福祉課長	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対 象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅲ しきい値診断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I.4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年12月11日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 11項	番号法第9条第1項、別表第1第11項	事後	
令和5年12月11日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月11日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	